平成２７年（フ）第１９７５号
大阪府八尾市高美町４丁目８番１―205号
債務者　菊地　知美
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１３８号
大阪市旭区赤川２丁目２番21号那須アーバン508号
債務者　石川　誠大
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７４号
横浜市旭区四季美台43番地１　東グリーンコーポ202
債務者　舘山　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１８号
横浜市磯子区森４丁目11番５号　スカイピア磯子202号
債務者　門脇　健志（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７８号
千葉市中央区宮崎町663番地２　フェリス蘇我304号
債務者　大輪　由香
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２号
東京都立川市曙町２丁目26番９号オマージュ立川105
債務者　平原　彩香
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３０号
東京都小金井市関野町２丁目２番７号メゾン欅103
債務者　谷口百年美
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２５号
岡山市南区郡146番地11
債務者　山本奈緒美
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９８２号
北海道小樽市桂岡町16番32号
破産者　北野　則男
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８８号
さいたま市北区日進町１丁目541番地
破産者　増渕美佐子
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９４号
さいたま市北区吉野町１丁目332番地16ビセンテハウス204号室、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大和田町１丁目1531番地サードサン大宮302
破産者　武部　　努
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５５号
堺市南区茶山台２丁７番１―104号
破産者　杉岡　　**廣**
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７５号
堺市堺区西永山園４番17号ハイツリベールＢ―201号、開始決定時の住所堺市堺区南旅篭町西３丁２番28号
破産者　大久保商店こと　大久保重弘
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
徳島県鳴門市撫養町斎田字岩崎10番地２
破産者　原田　陽士
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７１号
徳島県阿波市土成町土成字寒方55番地２　いこい荘105号、旧住所徳島県阿波市阿波町丸山117番地34
破産者　戸田　弘明
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８０号
福岡県嘉麻市鴨生702番地３
破産者　本永　洋子
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部